

## 富良野市における高齢者等の地域見守り活動に関する協定

富良野市（以下「甲」という。）とふらの農業協同組合（以下「乙」という。）は、高齢者等の安否確認等のための地域の見守り活動に関する協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 甲と乙は、連携して、地域住民による高齢者等に対する見守りに事業者の取組を加えた複合的・重層的な見守りの仕組みを構築することにより、高齢者等の安心で安全な生活の推進に寄与することを目的とする。

### （協力内容）

第2条 乙が実施する移動販売車による商品販売業務等において、高齢者等の異変等を発見したときは、業務に支障のない範囲で、必要に応じて甲へ連絡するよう努めるものとし、詳細については、別途締結する確認書によるものとする。

### （免責）

第3条 乙は、前条の規定による連絡を行った場合、又は連絡を行うことができなかった場合であっても、高齢者等に生じた問題について、その責任を負わないものとする。

### （秘密保持）

第4条 乙は、この見守り活動により知り得た個人情報等を第三者に漏えいしないよう努めなければならない。また、この協定が終了し、又は解除した場合においても同様とする。

### （有効期間と更新）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から起算して3年とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定は同一条件により1年間更新されるものとし、それ以降も同様とする。

### （協定の変更）

第6条 甲と乙は、この協定の内容に変更が生じた場合は、甲乙双方で協議の上、必要に応じて協定書を変更するものとする。

### （その他）

第7条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が各々記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 富良野市弥生町1番1号  
富良野市長 能登芳昭



乙 富良野市朝日町3番1号  
ふらの農業協同組合  
代表理事組合長 植崎博



## 確 認 書

高齢者等の安否確認等のための地域の見守り活動に関する協力については、平成28年3月30日付けで富良野市（以下「甲」という。）とふらの農業協同組合（以下「乙」という。）との間に締結した「富良野市における高齢者等の地域見守り活動に関する協定」（以下「協定」という。）に定めるもののほか、次のとおりとする。

### （対象者）

第1条 協定の対象者は、乙が移動販売車による商品販売業務等において関わりのある高齢者等とする。

### （乙の協力内容）

第2条 乙は、移動販売車による商品販売業務等において、次の各号のいずれかに該当する異変等を発見した場合は、その状況等を総合的に判断し、必要に応じて甲に連絡するものとする。ただし、対象者が倒れているなどで緊急を要する場合は、乙において警察、消防署等に連絡するよう努めるものとする。

- (1) 郵便受け等に新聞、郵便物等が相当量たまっているとき。
- (2) 物干しに干されている洗濯物の状況に変化がないとき。
- (3) カーテンが日中も閉められたままの状態又は夜間に閉められていない状態が数日間続いているとき。
- (4) 相当期間、除雪が行われている形跡がないとき。
- (5) 上記に掲げるもののほか異変等があると思われるとき。

### （甲の連絡先）

第3条 前条に規定する甲の連絡先は、次のとおりとする。  
富良野市地域包括支援センター

### （対応日時）

第4条 この確認書に基づいて甲と乙が対応する日及び時間は、月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までとする。ただし、当該対応する日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日から同月5日までと12月31日は除くものとする。

### （実施報告）

第5条 乙は、協定内容に基づく協力内容の実施状況について、概ね1年毎に甲に報告するものとする。

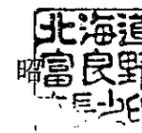
### （その他）

第6条 乙は、この確認書に基づく取組を円滑に実施するため、乙の組織内における緊急時の連絡体制を可能な限り整えるものとする。

この確認書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が各々記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月30日

甲 富良野市弥生町1番1号  
富良野市長 能登芳昭



乙 富良野市朝日町3番1号  
ふらの農業協同組合  
代表理事組合長 植崎博行

